

中央図書館セット貸出実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市図書館規則（平成20年教育委員会規則第9号）に定めるもののほか、市内の保育所（園）、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等（以下「保育・教育施設等」という。）に図書館資料（以下「資料」という。）のセット貸出を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(セット貸出の登録及び利用)

第2条 資料のセット貸出（対象別又は主題別にセットした資料を貸し出すことをいう。以下同じ。）を希望する保育・教育施設等は、毎年度、中央図書館セット貸出登録・変更申込書（様式1）（以下「申込書」という。）を中央図書館館長に提出しなければならない。登録をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 登録の有効期間は、各年度の末日までとする。

3 登録の更新を希望するときは、有効期間が満了する3月中に申込書を提出しなければならない。

4 セット貸出は、団体貸出と重複して利用することはできない。

(貸出点数及び貸出期間)

第3条 貸出点数は、1団体当たり同時に1セットに限るものとし、貸出期間は1か月以内とする。

(資料の貸出し及び返納)

第4条 貸出しができる資料は、中央図書館が準備した図書及び紙芝居のセットに限る。

2 資料を返納するときは、貸出しの際に受け取ったリストを持参し、職員の確認を受けなければならない。

3 資料の貸出し及び返納は、中央図書館において、休館日を除く平日のみ受け付けるものとし、借り受けるときは、事前に中央図書館と日時を調整するものとする。

(利用状況の報告)

第5条 中央図書館長は、保育・教育施設等に対して、資料の利用状況について報告を求めることができるものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、セット貸出の実施に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。
(中央図書館団体室図書の保育所・幼稚園への貸出に関する要領の廃止)
- 2 中央図書館団体室図書の保育所・幼稚園への貸出に関する要領（2013年（平成25年）4月16日施行）は、廃止する。
(中央図書館団体室図書の放課後児童クラブへの貸出に関する要領の廃止)
- 3 中央図書館団体室図書の放課後児童クラブへの貸出に関する要領（2013年（平成25年）4月16日施行）は、廃止する。

(様式1)

中央図書館セット貸出登録・変更申込書

年 月 日

中央図書館長 様

団 体 名 _____

(教室名) _____

責任者名前 _____

住 所 _____

電 話 _____

利用について、福山市図書館規則及び中央図書館セット貸出実施要綱を遵守し、借受団体として申し込みます。

期 間 _____年 月 日から _____年 月 日まで